



(下線部分は変更部分であります。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(4) 取締役の任期は、選任後<u>2</u>年以内に終了する最終の事業年度に関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>(新 設)</p>	<p>(4) 取締役の任期は、選任後<u>1</u>年以内に終了する最終の事業年度に関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>第17条第4項の規定にかかわらず、平成21年6月25日開催の第69回定時株主総会において選任された取締役の任期は、平成23年開催の定時株主総会終結の時までとする。なお、本附則は、平成23年開催予定の第71回定時株主総会終結の時をもって、これを削除する。</u></p>

### 3. 日 程

定款変更のための株主総会開催日

平成22年6月24日(木)

定款変更の効力発生日

平成22年6月24日(木)

以上